

# 保安林予定森林告示附属明細書

(令和7年2月4日付け兵庫県告示第64号附属)

## 1 保安林予定森林の所在場所

洲本市五色町鳥飼浦字大掛山2776、2777の2、2777の3、字船瀬2372

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

### (2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林に次に掲げる率を乗じた材積とする。

字大掛山2776、2777の2、2777の3、字船瀬2372

所在の森林 択伐率 100分の30

イ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

# 保安林指定調査地図

森林の所在場所：兵庫県洲本市五色町鳥飼浦字大掛山2776ほか1字ほか3筆



縮尺：1/1000



凡 例	
事項	記号
都道府県界	—◇—◇—◇—◇—
市 郡 界	— — — — —
町 村 界	— — — — —
大 字 界	— — — — —
字 界	— — — — —
地 番 界	— — — — —

凡 例	
事項	記号
保安林指定及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	— — — — —
保安林指定地の区画線	— — — — — (内線)
保安林区域の区画線	— — — — —
保安林区域の区画線	— — — — —
伏降線に係る特別のみを定める区域	//// ////
伏降線に係る特別のみを定める区域	//// ////
伏降線及び伏降線に係る特別を定める区域	//// ////
間伐を定める区域	XXXXXXXXXXXXXXXX
(間伐・間伐の部分にのみ係る) 1筆あたりの保安林の面積を定める区域	○○○○○○○○○○○○○○○○
保安林に指定後最初に間伐を行う区域についての表決率又は議決率等に関する規定を同一とする保安林の区域	— — — — —
保安林に指定後最初に間伐を行う区域に係る保安林の区域を定める保安林の区域	△△△△△△△△△△△△△△ (内線)
沿山準則にかかる施設(計画を含む)	— — — — —
堤 (赤塗りのぼし)	— — — — —
水 路 (青塗りのぼし)	— — — — —